

## 公立大学法人神戸市外国語大学経営協議会規程

2007年4月2日

規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市外国語大学組織規程第13条第2項の規定に基づき、公立大学法人神戸市外国語大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 経営協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての市長に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則・大学院学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計に関する規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項（経営上重要な組織の設置廃止及び学生の定員に関する事項を含む。）

(組織)

第3条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事長が指名する理事及び法人の職員 6人以内
- (4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて理事長が委嘱するもの 7人以内

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(議長)

第5条 経営協議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、経営協議会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、委員のうちから議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 経営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 経営協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を経営協議会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(特別委員会、専門委員会)

第8条 経営協議会に、必要に応じ、その職掌に属する事項について経営協議会を助け、又はその一部を代わって行わせるために、特別委員会若しくは専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会には、委員でない教員その他の職員を加えることができる。

(報告)

第9条 経営協議会は、必要に応じて、その審議の結果を理事会等に報告するものとする。

(庶務)

第10条 経営協議会の庶務は、事務局経営企画室において総括し、及び処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、経営協議会の運営に関し必要な事項は、議長が経営協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、2007年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、2008年3月3日から施行する。